

# 図書館 情報局

田沢湖図書館 ☎ 43-1307

11休 3日(祝)、5日(月)、12日(月)、19日(月)、23日(祝)、26日(月)  
※ 6日(火)～9日(金) (蔵書点検のため休館)

学習資料館 ☎ 43-3333

11休 3日(祝)、5日(月)、12日(月)、23日(祝)、26日(月)、30日(月)  
未整理休館日  
※ 13日(火)～22日(木) (蔵書整理・点検のため休館)

イベント交流館 (新潮社記念文学館) ☎ 43-3333

11休 24日(土)～28日(水) (展示替休館)

## 田沢湖図書館 おすすめのコーナー 「としょかんで HOSPITAL」 病気の予防・健康づくり・病を知る

がんや脳卒中そして成人病…

子どものこと、自分のこと、そしてみんなのこと。

身近な問題、不安、悩みはいろいろありますが、  
まずは「本」!

自分でも調べてみませんか?



## TOPICS やさしい光の中で 朗読コンサート

10月20日(土) 田沢湖図書館  
で「和紙の灯りで朗読コンサート」  
が開催されました。

心に染み入る「言の葉」「音色」  
の数々を「和紙の灯り」がやさしく  
包み、およそ50人の来場者は秋の情景を楽しみま  
した。



演奏：安藤満里 朗読：平岡千寿子 灯り制作：花田恵

## 学習資料館・田沢湖図書館 蔵書整理と点検作業のため 休館します

### 【学習資料館】

11月13日(火)から22日(木)まで、蔵書の  
整理と点検作業のため、休館します。  
※新潮社記念文学館は平常どおり開館しています。

### 【田沢湖図書館】

11月6日(火)から9日(金)まで、蔵書点検  
のため臨時休館します。

利用者の皆様には大変ご不便をおかけしますが、  
ご理解とご協力をお願いします。

## 学習資料館 新潮社から寄贈された図書を 紹介します

「桑田佳祐 言の葉大全集」桑田佳祐 / 「ノエル」道尾秀介 / 「ソロモンの偽証 第II部」宮部みゆき / 「僕の心の埋まらない空洞」平山瑞穂 / 「いとみちこの糸」越谷オサム / 「火山のふもとで」松家仁之 / 「アスクレピオスの愛人」林真理子 / 「犬とハモニカ」江國香織 / 「日本小説技術史」渡部直己 / エストニア紀行」梨木香歩 / 「エコー・メイカー」リチャード・パワーズ / 「変見自在 日本よ、カダフィ大佐に学べ」高山正之 / 「人生で大切なことはみんなマクドナルドで教わった」鴨頭嘉人 / 「日本のかご」小澤典代 / 「沢村貞子の献立日記」高橋みどり・黒柳徹子・山田太一・笹本恒子 / 「日本、買います」平野秀樹 / 「レッドアローとスターハウス」原武史 / 「弱くても勝てます」高橋秀実 / 「3・11から考える「この国のかたち」」赤坂憲雄 / 「海図の世界史」宮崎正勝

●新潮社文庫新刊も多数寄贈されています。  
このほか、たくさんの新着図書が入ってきています。

## 国民年金だより

# 国民年金種別変更

国民年金だより

国民年金制度では、国内に居住する20歳以上60歳未満までのすべての方に、加入が義務付けられています。国民年金の加入種別は、次の3種類に分かれていて、届出は加入時だけでなく、種別が変わったときにも必要です。種別変更の届出を忘れると、年金が受け取れないこともあります。手続きは、年金手帳を添えて、その都度忘れずに行いましょう。

### 国民年金の加入種別

- ◆第1号被保険者／自営業や農業・漁業の方とその配偶者、20歳以上の学生、フリーターの方等が対象となり、加入種別変更の手続きは、市区役所・町村役場の国民年金担当窓口で行います。
- ◆第2号被保険者／会社や官公庁にお勤めの方など、厚生年金や共済組合に加入している方が対象になります。加入手続きは、会社や官公庁が行います。
- ◆第3号被保険者／国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者の方が対象となり、届出は、配偶者の勤務先を通じて行います。

### 種別変更となるケース

- ◆第1号被保険者となるケース／第2号被保険者が退職されると第1号被保険者(第3号被保険者になる場合は除く)となります。また、その方に扶養されていた第3号被保険者がいる場合、その方も第1号被保険者になります。
  - ◆第2号被保険者になるケース／第1号被保険者または第3号被保険者が就職して厚生年金等に加入すると第2号被保険者になります。
  - ◆第3号被保険者になるケース／会社等を退職して厚生年金等に加入されている方の被扶養配偶者になる方などが第3号被保険者になります。
- ※詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

# 介護

介護保険事務所からのお知らせ

## 介護保険の支給対象となる住宅の改修

要介護または要支援認定を受けている方が、介護保険の支給対象となる住宅改修を行う場合、費用の9割が介護保険から支給されます(申請上限額20万円)。

### ◆支給対象工事

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止・移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他、①～⑤の工事に伴い必要な工事

### ◆申請方法

担当のケアマネジャーに相談のうえ、工事を始める前に介護保険事務所に申請します。

### ◆支給方法

【償還払い】改修工事業者に工事費用を全額支払ったのち、介護保険から9割分を支給します。

【受領委任払い】介護保険から工事業者に費用の9割分を直接支払います。

※受領委任払いの場合は、工事業者から介護保険事務所にあらかじめ届出が必要です。受領委任払いでの支給を希望する場合は申請する前に工事業者に確認してください。

### ◆申請・問合せ

介護保険事務所 保険指導班 ☎ 0187(86) 3911